

原著論文

## 「憲法入門・政治学入門における初年次教育」

和足憲明\*

\* いわき明星大学教養学部

### 論文要旨

本稿の問題意識は、「初年次教育と専門科目の関係、とくに初年次教育と専門の導入科目である一般教養科目との関係をどう考えるか」ということにある。本稿は、筆者がいわき明星大学で担当している一般教養科目である「暮らしのなかの憲法」と「政治学入門」を題材として、この問題意識に沿って「教訓」を導き出そうとする試みである。「教訓」として、次の3点が導かれる。①アカデミックスキルズの実践として、自分で考えて意見をまとめそれを他者に説明する機会を設けること。②学生同士で話し合い意見を発表する機会を設けること。③学生が自分で考え行動を起こすという「ワーク」の機会を設けること。

キーワード：憲法入門、政治学入門、初年次教育、アクティブラーニング

## 1. 初年次教育と憲法入門・政治学入門

### 1.1 問題意識

近年、日本の大学教育では初年次教育の必要性が主張されている。初年次教育とは、「高校（と他大学）からの円滑な移行を図り、学習および人格的な成長に向けて大学での学問的・社会的な諸経験を“成功”させるべく、主に大学新生を対象に総合的につくられた教育プログラム」（川嶋 2006：3 頁）と定義される。その中心的要素は、「（大学を知らない）1 年次生を、組織的に（全学もしくは学部レベルで）大学生活と大学での学習に「円滑に移行」させ、『成功』に水路づける」（濱名 2006：247 頁）ことにある。

背景としては、「大学の大量化が進み学生の関心が多様化したこと、加えて18歳人口の減少ともなう『学力低下』が大学教育の障害として認識されるようになってきた」（大熊 2008：2 頁）ことがある。すなわち、「高校までの学校生活しか社会経験のない新生に、大学で学ぶ精神的・物理的準備がないという事態」（大熊 2008：2 頁）が問題として認識されるようになったのである。「まず学習レディネスが大学教育を受ける水準に達するように初年次教育を実施し、これらの学生の知的能力を引き上げなければならない」（依田 2009：30 頁）とさ

れる。学習レディネスとは「日々の学習に対する学生の準備姿勢」(山口 2005 : 165 頁)のことである。「最大の問題は、学修目的が曖昧なまま入学する新入生の増加」である。「目的が不明確なために、学習も学生生活も計画性を欠き、学校や社会のリズムに振り回される学生が増えた」ことである(大熊 2008 : 2 頁)。「大学での学習が彼らの経験した学校生活といかにか違っているのかを、体験的に自覚させ、大学での学修方法を学ばせることが必要」(大熊 2008 : 2 頁)となり、この点で初年次教育の必要性が強調されることになった。

実際に、「初年次教育ではこれまでに、大学に入学した学生が授業や生活に適応できるようにするために、さまざまな研究がなされてきた。その成果の1つとして、学術的技法を身につけてもらうための導入教育の実施や充実があげられる」(福井 2010 : 89 頁)。しかし、初年次教育と専門科目の導入科目である一般教養科目の関係については、これまで十分に研究されてきたとはいえない。福井(2010)によれば、「学術的技法の習得に努力が払われる一方で、習得した学術的技法を実際に使う現場では、初年次教育の問題意識が必ずしも共有されていない」(福井 2010 : 89 頁)という。「多くの大学では、伝統的な講義形式で授業が実施されており、習得したアカデミックスキルズを実践できる状況ではない」(福井 2018 : 90 頁)。専門科目は必ずしも初年次教育の成果を念頭にした授業の内容・形式ではなく、この傾向は専門基礎科目において顕著である(福井 2018 : 90 頁)。

そこで、本稿は福井(2010)と同様に、「学術的技法の最初の実践の場でもある一般教養科目に焦点をあてる。一般教養科目の特徴の1つは、その分野の予備知識がない受講生が、講義だけを聞いて理解できる点にある。専門科目と異なるこの特徴は、初年次教育の実践の場として有効である」(福井 2010 : 89 頁)。このように、本稿の問題意識は、「初年次教育と専門科目の関係、とくに初年次教育と専門の導入科目である一般教養科目との関係をどう考えるか」ということにある。

本稿は、筆者がいわき明星大学で担当している一般教養科目である「暮らしのなかの憲法」と「政治学入門」を題材として、この問題意識に沿って「教訓」を導き出そうとする試みである。福井(2010)によれば、「初年次教育の観点から、一般教養科目の担当者で共有化できる情報」(福井 2010 : 89 頁)が重要である。すなわち、「多くの学問分野を含む一般教養科目では、統一的な教授法の確立は非常に難しいといえる。実際に、一般教養科目は各学問分野の入門としての位置づけでもあるため、例えば政治学の一般教養科目には政治学独自の教授法があり、経済学の一般教養科目には経済学独自の教授法がありえる。加えて、教える側には各自の教授スタイルがあるため、共通性よりも独自性が強い。これらを考慮すると、教授法に関するアイデアやこれまでの経験を共有化するということが1つの有力な方向性となる」(福井 2010 : 89 頁)。

筆者は福井(2018)と同様に、担当科目の授業構成において、「①自分の意見をまとめ、それを他人に提示したり書いてみたりすること、②学生同士で話し合う場を設けること、③学生が自分で考え、行動を起こす時間帯を設けることの3点」(福井 2018 : 90 頁)を重視している。すなわち、まず、「アカデミックスキルズの実践として、最初に、自分で考えて意見をまとめることやそれを第三者に口頭や文書で論理的に説明する場を設ける」(福井 2018 : 90

頁)。次に、「学生間での意見交換を通じて、他の意見を聞き、他の意見と自分の意見とをまとめることやお互いに議論することができるような場を設ける」(福井 2018 : 90 頁)。最後に、授業の中核部分では、「ワーク」を実施する。ワークは課題ごとに、最も適当で刺激的と思われるものを選択する (福井 2018 : 91 頁)。

## 1.2 先行研究

小出輝章は、同志社大学法学部における初年次教育として、「発表の作法・レジュメの作成、レポートの書き方といったスタディ・スキルと専門である政治学への導入に力点を置いて」(小出 2016 : 63 頁)、表 1 のような取り組みを行っている。

とりわけ、アクティブラーニングの取り組みとして、次の 3 つの工夫を実施している (小出 2016 : 69 頁)。  
 ①少ない回数でグループ内調整ができるようにする。  
 ②相互によく知らない学生同士を極力組ませる。  
 ③学生相互のコミュニケーションの促進に寄与するゲームを実施する。

表 1 同志社大学法学部における初年次教育

授業回数	授業内容等	
	政治学入門	政治学基礎 A
第 1 回	オリエンテーション+講義(大学と学問)	オリエンテーション+講義概要
第 2 回	問いの立て方	春学期の復習 1 問いを立てる
第 3 回	検証—何を調べるのか+課題 1 (新聞記事)	春学期の復習 2 問いを立てる
第 4 回	パソコン実習 1	新聞記事の読み方 1 (練習)+課題付与
第 5 回	茶話会	新聞記事の読み方 2 チームビルディング
第 6 回	発表の作法	新聞記事の読み方 3 作業
第 7 回	発表準備	新聞記事の読み方 4 発表
第 8 回	発表 1	新聞記事の読み方 5 発表
第 9 回	発表 2	新聞記事の読み方 6 発表
第 10 回	発表 3 + 課題 2 (レポート用論文)	春学期の復習 3 レポートの作法
第 11 回	パソコン実習 2	背景知識を得る 1 ドイツ史概観
第 12 回	リーディングとレポートの書き方	背景知識を得る 2 ウェーバーを知る
第 13 回	レポートの書き方(作業)	レポートに関する質疑応答
第 14 回	大学の期末試験について(レポート提出)	レポート提出
第 15 回	総括・課題返却と講評	総括

(出典) 小出 2016 : 表 2

また、山田真裕は関西学院大学法学部における初年次教育の改革について、次のような報告を行っている。2011 年度まで施行されていたカリキュラムにおいて、初年次教育の中心科目は、「法学基礎演習」「政治学基礎演習」であり、これらは必修かつ通年 4 単位の科目として法学および政治学の専任教員が担っていた (山田 2015 : 59 頁)。しかし、「専任教員が担当することに伴い、共通の教科書もなく行われていたために、演習の内容がクラスごとに異な

っており教育内容の基準化が困難という問題も抱えていた。また基礎演習の教室内においても学生の学力上の分散が大きいため、指導方針の構築に教員が悩むことにもつながっていた」（山田 2015：60 頁）。そこで、「拡大カリキュラム委員会は基礎演習を廃止し、春学期に全ての新入学生を対象とした『スタートアップ演習（2 単位）』を新設し、そこでスタディ・スキルの習得を含めた共通の内容での教育を行うことを構想、提案した」（山田 2015：60 頁）。とはいえ、授業実施は外部委託となっている。

さらに、福井英次郎は埼玉県立大学における政治学の一般教養科目の取り組みとして、授業内で扱う事例に焦点をあて、次のような報告を行っている。「事例に着目するのは、授業をわかりやすくするための方策を、講義内容そのものの簡素化・簡略化の中にはなく、教える側が講義を工夫する中に見出したいからである。適切なタイミングで適切な事例を選び説明することで、受講生の理解は促進される」（福井 2010：90 頁）という。とりわけ、「自分がある出来事を、歴史や知識としてではなく、実際にニュースや自分自身を通じて直接的に体験したと記憶している（実体験）という点」（福井 2010：90 頁）に注目する。「受講生がすでに体験して知っている事例を適切に用いることができれば、受講生は、事例の既知・未知を問題としなくなり、教える側が事例を通じて学んでほしいと願う部分に、関心を集中できる」（福井 2010：90 頁）。

## 2. 実践報告（1）憲法入門

### 2.1 授業の目標

「暮らしのなかの憲法」（以下、憲法入門）の到達目標は、「日本国憲法に関する基本的知識を身につけ、憲法と個人的問題及び社会的問題を結びつけることができるようになること」である。とりわけ、次の4点をガイダンス時に明示している。①日本の国のあり方（統治の仕組み）を知ること。②日本における価値基準（大切なこと・重要なこととされているもの）を知ること。③日本国憲法によって守られる権利を知ること。④憲法というルールによって、社会問題を評価することができるようになること。

「暮らしのなかの憲法」は、「憲法入門」という位置づけであり一般教養科目である。また、「政治学入門」＝「政治学の入門」、「憲法」＝「憲法の専門科目」、「憲法演習」＝「憲法の問題演習」というカリキュラムの一部となっている。

初回ガイダンスでは、「なぜ憲法や政治を勉強することが重要か」という問いを立て、次の3つの答えへと導いている。①「国民の生活に重大な影響を与えるから」（例）消費税の増税。②「主権者として政治に参加するため」（例）政治・行政の仕組みを知らなければ、選挙で適切な投票をすることはできない。③「社会に貢献するため」（例）社会問題を学び、政治に参加することを通じて、世の中を少しでも良くしていく。

## 2.2 スケジュール

「憲法入門」の2018年度のスケジュールは図1のとおりである。

図1 2018年度 「憲法入門」スケジュール

第1部 全体の枠組み

第1回 ガイダンス

第2回 憲法の基本原理: 立憲主義と国民主権

第2部 基本的人権

<基本的人権の基礎>

第3回 人権の観念・分類・主体

第4回 基本的人権の限界①

第5回 基本的人権の限界②と幸福追求権、法の下での平等

<基本的人権の各論>

第6回 精神的自由権

第7回 経済的自由権

第8回 社会権

第9回 中間まとめと中間確認テスト

第3部 統治機構

第10回 統治機構の原理と国会(1)

第11回 国会(2)

第12回 内閣

第13回 裁判所(1)

第14回 裁判所(2)

第15回 最終まとめと最終確認テスト

(出典)「暮らしのなかの憲法 2018年度 第1回 レジュメ」

## 2.3 評価方法

(1) 出席

欠席5回でF(不可)となる。

(2) ワークシート・小テスト・コメント

ワークシートがある場合には記入する。基本的に毎回、選択式の小テストとコメントカードを配布する。レジュメを見ながら小テストに解答した上で、コメントを書いてもらう。

(3) 中間確認テストと最終確認テスト

中間まとめと最終まとめにおいて、選択式の確認テストを実施する。持ち込みは不可。

(4) グループワーク

グループで課題についての作業をする。

(5) 配点

①ワークシート・小テスト・コメント：25% →正答率に配分を掛ける

ワークシート：適切に記入（1点）

小テスト：正解（1点）

コメント：内容に関係があり、実質的に深い意味があること。項目をすべて埋めること。

②中間確認テスト：30% →正答率に配分を掛ける

③最終確認テスト：30% →正答率に配分を掛ける

④課題への取り組み：15% →ルーブリックによる採点

## 2.4 各回におけるパターン

各回の構成と時間配分は次のようになっている（表2参照）。

①レジュメと補足資料を配付する。

②必要に応じて事務連絡を行う。

③重要なニュースについて議論する。

④前回のコメントに対して、次回にコメントに基づき議論をする。

⑤レジュメに基づき、講義形式で実施する。学生はレジュメの空欄を補充する。また、レジュメの余白を使って、関連知識や情報を書き込んでいく。

⑥課題について個人ワークとグループワークをする。

⑦小テストに解答した上で、コメントを記述する

表2 各回の構成と時間配分

項目	時間配分
①レジュメ・補足資料の配付	0分
②試験・課題・補講などの事務連絡	1分
③時事問題に基づく議論(適宜)	5分
④コメント応答と議論	5分
⑤レジュメに基づく講義	40～60分
⑥個人ワーク・グループワーク	20～30分
⑦小テストとコメントの記述	15分

(出典)「暮らしのなかの憲法 2018年度 第1回 レジュメ」

## 2.5 ワークの具体例

知識を丸暗記させるのではなく、問題意識をいかに身につけさせるかが大学教育に必要である。そのため、課題や発表のタイトルを疑問形として定式化し、学生に「問い」の重要性を意識させる（萩原 2013 : 19 頁）。

ワークの具体例として、①外国人の人権、②女性専用車両、③「安倍辞める」コールを取り上げる。

### (1) 「外国人の人権ほどの程度認められるか」

まず、外国人労働者のニュース動画を視聴する。次の2つの資料を読む。

#### ①30年間堅持した外国人労働者政策の基本スタンスを転換

：日本の外国人労働者政策の基本スタンスは、1988年以降、専門的・技術的な知識やスキルを有する高度外国人材は積極的に受け入れる一方、それ以外の非熟練分野などの外国人（非高度外国人材）は、原則受け入れないものであった。しかし、2018年6月に政府が公表した「骨太の方針」では、真に必要な分野において、高度外国人材ではない非高度外国人材に対して、就労を目的とした新たな在留資格の創設が明記された。

#### ②生活保護受給の外国人世帯が過去最多

：生活保護を受けている外国人が平成28年度に月平均で4万7058世帯に上り、過去最多に達した。日本語能力の不足で職につけない外国人が多いことなどが理由とみられる。人手不足が深刻化する中、政府は経済財政諮問会議で、外国人労働者の受け入れ拡大方針を示したが、福祉のあり方まで含めた的確な議論や対策が求められる。

以上を踏まえて、①日本人と全く同じ、②社会権のみ認められる、③社会権だけでなく参政権も認められるという考え方について、個人ワークとディスカッションを実施した。

### (2) 「女性専用車両は差別か否か」

まず、女性専用車両を男性差別と主張するグループに関するニュース動画を視聴する。次に、女性専用車両と法の下での平等の関係について、資料をもとに個人ワークとグループディスカッションと発表を実施した。すなわち、①男性が女性専用車両に乗ることは、法に触れるのかを検討する。鉄道営業法34条（明治33年制定）には「制止をしたのに女性専用の待合室・車両室に立ち入った男子は刑罰に処す」という規程があり、国土交通省はこの規程に関して「現行の女性専用車両に、鉄道営業法34条2号の適用は想定していません。法的な強制力はありませんが、利用者のご理解とご協力のもとで成り立っています」と説明している。こうして、鉄道営業法は憲法違反（法の下での平等違反）のおそれがあるため適用できないということを学ぶ。そのうえで、②女性専用車両は男性差別か否かということについて、グループディスカッションと発表を実施した。

(3) 「安倍晋三首相の演説中に聴衆が『安倍辞めろ』コールをすることは許されるか」

まず、安倍晋三首相に対する「辞めろ」コールのニュース動画を視聴する。次に、「安倍辞めろ」コールと表現の自由の関係について、資料をもとに個人ワークとグループディスカッションと発表を実施した。

資料は次の内容である。国政選挙に圧勝してきた安倍首相にとり、東京の秋葉原駅前には支持者が日の丸の旗を振る街頭演説の「聖地」とされる。しかし、2017年7月1日の東京都議選の街頭演説では、「安倍辞めろ」の横断幕を掲げる集団が駅前に陣取り、「辞めろ」コールを行った。安倍首相は「辞めろ」コールを「演説を邪魔する行為」と批判し、「こんな人たちに負けるわけにはいかない」と激高した。

そのうえで、「安倍辞めろ」コールの論点として次の3点を明示し、個人ワークとグループディスカッションの焦点とした。論点は①「現職の首相と有権者」という関係性。②「選挙における街頭演説」という場。③「個人による演説と集団によるコール」という行為の3つである。

### 3. 実践報告 (2) 政治学入門

#### 3.1 授業の目標

政治学入門の到達目標は、「日本政治に関する基本的知識を身につけ、自分なりの視点で日本政治を理解できるようになること」である。

「政治学入門」は「政治学の入門」という位置づけであり一般教養科目である。暮らしのなかの憲法＝「憲法入門」、「地域公共政策の基礎」＝「行政学入門」、「政治学」＝「政治学の専門科目」、「政治学演習」＝「政治学の問題演習」というカリキュラムの一部となっている。

初回ガイダンス時には、政治学を社会科学の一分野として紹介し、社会科学を学ぶ意義を強調している。「社会科学の一分野として政治学があり、政治学の一分野として、行政学がある。政治学・行政学は政治・行政を対象とする社会科学であり、社会科学とは調査をしてデータを集め、それを分析することによって、現実世界に関する一般的知識を得る（社会の仕組みを解き明かす）こと」であると説明している。

とりわけ「政治学入門」は初年次教育として重要な意義を持つと考えられる。大学における初年次教育としての政治学教育には次の意義がある（依田 2009：29 頁）。①政治学教育が大学における社会科学の初年次教育として最適な科目である。②初年次教育としての政治学教育には市民教育の意義がある。

依田（2009）によれば、政治学は、①ディシプリンとしての総合性と②市民教育の一環という点で初年次教育にとって最適な学習分野であるという（依田 2009：41 頁）。第1に、「ディシプリンの総合性の意義は、学生が大学で学習するさまざまな分野の知識を相互に関連付ける枠組みを与えること」（依田 2009：42 頁）にある。第2に、市民教育の一環としての意



義は、主権者としての市民に対する政治学教育ということにある。「第二次世界大戦後の日本の高等教育システムは、アメリカのシステムに倣ったことはよく知られている。そのアメリカ合衆国の大学では、政治学教育を重要な市民教育の一環であると明確に位置づけている」（依田 2009:43 頁）。しかし、「アメリカ型の市民教育が日本の大学教育にはない」（草原 2008: 99 -107 頁）。この点で、初年次教育としての政治学教育には市民教育の意義があるといえよう。

### 3.2 スケジュール

政治学入門の2018年度のスケジュールは図2のとおりである。

図2 2018年度 「政治学入門」スケジュール

第1回 ガイダンス
第2～7回: 日本政治の基本テーマ
第2回 政治家
第3回 政党
第4回 国会
第5回 官僚
第6回 選挙
第7回 マスメディアと政治
第8回 中間まとめと中間確認テスト
第9～12回: 日本政治の個別テーマ
第9回 首相
第10回 地方自治
第11回 福祉国家と政治
第12回 外交政策
第13～14回: 日本の政治史
第13回 戦後日本政治史（55年体制の成立と崩壊：1955－1993）
第14回 現代日本政治史と近年の政治情勢（1994－現在）
第15回 最終まとめと最終確認テスト

（出典）「政治学入門 2018年度 第1回 レジюме」

### 3.3 評価方法

憲法入門と同じ。

### 3.4 各回におけるパターン

憲法入門と同じ。

### 3.5 ワークの具体例

ワークの具体例として、①男女候補者均等法、②若年層の投票率、③出入国管理法の改正を取り上げる。

#### (1) 「男女候補者均等法に賛成か反対か」

まず、女性議員の少なさに関するニュース動画を視聴する。次に男女候補者均等法（国会と地方議会の選挙で男女の候補者数をできる限り「均等」にする努力を政党に求める法律）に関する資料を読んだうえで、男女候補者均等法に賛成か反対かについて、個人ワークとグループディスカッションを実施した。最後に各グループの意見を戦わせて議論を総括した。

資料は「選挙候補者数の男女均等法案は是か非か？」と題する『産経新聞』（2016年12月18日）の記事である。圧倒的に少ない女性議員を増やすための制度は必要との意見がある一方、候補者・当選者数の一定数を女性に割り当てる「クオータ制（人数割当制）」などへの懸念も残る。賛成派として自民党の野田聖子元総務会長、反対派として西田昌司参院国対委員長代理の意見を紹介した。

#### (2) 若年層の投票率

まず、「投票率が低い場合には組織票が有効となる」という資料を読む。次に、「若者が選挙に行かないと損をする」という東北大学大学院経済学研究科の吉田浩研究室の研究結果を紹介する。具体的には、「若者世代の投票率が1%下がると若者1人あたり13.5万円損をする」すなわち「投票率が高い高齢者向けの保障を手厚くすれば、政治家は当選しやすくなる。だから、投票率が低く、よく分かっていない若者の保障は疎かにして、その分高齢者の保障を手厚くする」という研究結果である。そのうえで、若者の投票率向上策について、個人ワークとグループディスカッションを実施した。最後に、各グループの投票率向上策を発表してもらった。

#### (3) 出入国管理法の改正

まず、出入国管理法（入管法）の改正の内容に関するニュース動画を視聴する。次に、出入国管理法の改正、すなわち「外国人労働者の受け入れ拡大」に向けた制度改革に関する『読売新聞』2018年10月11日の記事を読む。「新たな在留資格を設け、熟練した技能を持つと認定された外国人労働者には日本での永住を事実上、認める。外国人労働者の受け入れ拡大を巡っては『不法就労や不法滞在が増えかねない』との指摘がある」。そのうえで、外国人労働者が多くなるのが、地域にとってまた自分にとってプラスとマイナスの両面でどのよう

な意味を持つか、個人ワークとグループディスカッションを実施した。以上の授業内容を踏まえて、授業外学習の課題として「出入国管理法の改正と福祉国家」というレポートを課した。最後に、次回の授業でいくつかのレポート内容を紹介した。

課題の設定に関しては、「作業の明確な限定」という点に注意した。「学生は携帯電話で1-2週間のスケジュール管理をできても、1学期間の学修を計画できていない。この事実を考えると、学習に係わる作業量と判断を擁する作業数を限定して、負担を軽減しない限り、学生に授業への積極的コミットメントを求めるのは難しい」（大熊 2008：11 頁）という理由からである。

#### 4. 意義

本稿は、「初年次教育と専門科目の関係、とくに初年次教育と専門の導入科目である一般教養科目との関係をどう考えるか」という問題意識から、筆者がいわき明星大学で担当している一般教養科目の「暮らしのなかの憲法」と「政治学入門」を題材として、教育上の「教訓」を導き出そうとする試みであった。検討の結果、①自分で考えて意見をまとめそれを他者に説明する機会を設ける、②学生同士で話し合い意見を発表する機会を設ける、③学生が自分で考え行動を起こすという「ワーク」の機会を設けるという3点が教育上の「教訓」として導かれた。

#### <参考文献>

- 依田博（2009）「政治学教育の意義と実践—大学のCSRとキー・コンピテンシー」『現代社会研究科論集』第3号。
- 大熊忠之（2008）「国際政治学科の初年次教育における双方向型授業の一展開：少人数クラス形態からファシリテーション型授業へ」『修道法学』31巻1号。
- 川嶋太津夫（2006）「初年次教育の意味と意義」濱名篤・川嶋太津夫編著『初年次教育—歴史・理論・実践と世界の動向』丸善株式会社。
- 草原克豪（2008）『日本の大学制度—歴史と展望』弘文堂。
- 小出輝章（2016）「政治学初年次教育に関する実践報告：法学部政治学科での取り組み」『同志社大学学習支援・教育開発センター年報』第7号。
- 萩原稔（2013）「他大学における初年次教育—大阪商業大学・同志社大学の実践例」『IICPS ニュース・レター』第22号。
- 濱名篤（2006）「日本における初年次教育の可能性と課題」濱名篤・川嶋太津夫編著『初年次教育—歴史・理論・実践と世界の動向』丸善株式会社。
- 福井英次郎（2010）「一般教養科目としての国際関係論の教授法の一考察—『実体験』の観点から」『埼玉県立大学紀要』第12号。
- 福井英次郎（2018）「初年次教育を視野に入れた政治学基礎科目の講義案—実践例と今後の課題—」『初年次教育学会第11回大会 発表要旨集』。

山口昌澄（2005）「学習支援のトータルプロデュースに向けて」谷口裕稔・山口昌澄・下坂剛  
『学習支援を「トータルプロデュース」する』明石書店。

山田真裕（2015）「法学部における初年次教育改革」『関西学院大学高等教育研究』第5号。

（わたり のりあき・政治学・行政学）